

泉とのっこ町内会情報配信サービス 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、泉とのっこ町内会（以下「本町内会」という。）が行う電子情報配信サービス（以下「本サービス」という。）の円滑な運営のために、本町内会及び本サービスに利用登録した会員（以下「会員」という。）に関する事項を定めたものである。

(概要)

第2条 本町内会は、本サービスを運営するとともに、本サービスにより、町内会事業等の情報、集団資源回収等の関連団体からの情報、不審者や防災などの市からの情報等を、会員に配信する。また、本町内会は、配信内容を、本町内会ホームページ（<http://tonokko.com/>）に順次掲載するものとする。

第3条 本町内会は、第8条に定める会員からの情報を登録する。また、配信する情報の性質等により、配信する会員を決定するものとする。

第4条 本サービスは、インターネットを利用できるパソコン、スマートフォン、携帯電話等を対象とする。ただし、これら全ての利用環境の完全な動作を保証するものではない。

第5条 本町内会は、第8条に定める会員による利用登録の完了をもって、当該会員が本規約に同意したものとみなす。

(費用)

第6条 会員は自らの費用と責任により、登録及び利用に必要な機器及び環境を用意するものとする。

第7条 本サービスの登録料は無料とする。ただし、情報取得に要する通信料等は会員が負担するものとする。

(利用登録)

第8条 本サービスの利用登録は、班毎に設定する利用登録専用の宛先に、本文を記載した電子メール（以下「メール」という。）を送信することにより行うものとする。また、町内会は、送信元のメールアドレスを会員のメールアドレスとして登録するものとする。

宛先：利用登録専用の宛先

題名：（記述しない）

本文：会員世帯の番地、会員の氏名（漢字）

なお、登録方法の詳細は、班長より会員に伝達するものとする。

(登録内容の削除)

第9条 本サービスの登録内容の削除は、班毎に設定する削除専用の宛先に、メールを送信することにより行うものとする。

宛先：削除専用の宛先

題名：（記述しない）

本文：（記述しない）

なお、登録方法の詳細は、班長より会員に伝達するものとする。

(登録内容の変更)

第10条 本サービスの登録内容の変更は、第9条の削除を実施した後、第8条の利用登録を行うものとする。

(個人情報)

第11条 本町内会は、登録した会員の情報（以下「登録情報」という。）について、適切かつ安全に管理するものとする。

第12条 本町内会が本サービス運営のために収集する情報は、会員の世帯主又は家族のメールアドレス、住所とする。また、本町内会は、登録情報を本サービスの配信のみに使用する。

第13条 本町内会は、登録情報の第三者への提供は行わない。ただし、法令に基づく開示要請があった場合を除く。

第14条 本町内会は、会員による会員自身の登録情報に関する開示請求について、請求内容等を確認した上で、会員自身の登録情報の開示を行うものとする。

(サービスの停止)

第15条 本町内会は、以下の場合において、予告無くメールの配信を停止することができる。この場合、本町内会は、配信の停止により生じた損害について責任を負わない。

- (1) 登録されたメールアドレスへの配信がアドレスの誤り等により未着であった場合
- (2) 会員が本規約に違反していると本町内会が判断した場合
- (3) 会員の登録内容が虚偽又は誤りであると本町内会が判断した場合
- (4) その他、会員による本サービスの利用が不相当であると本町内会が判断した場合

(免責事項)

第16条 本町内会は、回線やサーバ混雑等による配信遅延又は未着等により生じた全ての損害について責任を負わない。

第17条 本町内会は、システム異常による本サービス停止により生じた会員及び第三者の損害について責任を負わない。

第18条 本町内会は、会員の虚偽又は過失を問わず、登録情報により会員又は第三者が被った損害について責任を負わない。

第19条 会員は、災害などの緊急性や即時性が重要である場合において、配信する情報が十分に完全でない可能性があることについて、あらかじめ了承するものとする。

(著作権)

第20条 会員は、著作権法が定める私的利用の範囲を超えて、配信された情報の一部又は全部を転載、複製、改変、送信、頒布、出版等を行うことができない。ただし、本町内会の了承を得た場合を除く。

(その他)

第21条 本サービスのシステムは、メールの返信に対応していないことから、会員は、意見提供や要望等について、自身が所属する班長等を通じて本町内会に行うものとする。

第22条 本町内会は、変更点が軽微である場合、本規約を予告なく変更することができる。この場合、利用条件等は変更後の規約によるものとし、本町内会は、変更点についてホームページ等により会員に周知するものとする。

第23条 その他、本規約に定めのない事項については、本町内会が別に定める。

(附則)

第1条 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

第3条 この規約は、平成29年4月1日から施行する。